

地域再生戦略交付金交付要綱

平成 27 年 2 月 6 日府地創第 18 号

(総則)

第 1 条 地域再生戦略交付金（以下「交付金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）及び内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について（平成 20 年府会第 393 号）に定めるところによるほか、本要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この交付金は、少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から地域再生計画（地域再生法（平成 17 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に掲げる地域再生計画をいう。以下同じ。）の策定・事業の実施について、その経費の全部又は一部を交付することにより、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を実現することを目的とする。

(交付対象)

第 3 条 交付金の交付の対象は、次の各号に掲げる事業（以下「交付金事業」という。）の実施に要する経費のうち、別表に掲げるもの（以下「交付対象経費」という。）とする。なお、各府省庁の補助金等の対象となると認められた事業については、交付金の交付の対象としない。

一 地域再生計画策定事業

地域再生計画を策定する地方公共団体が、地域の創意工夫による課題解決のための取組について、住民及び関係機関等との合意形成を図るため、又は関係諸計画との調整のために行う調査等の事業

二 地域再生戦略事業

地方公共団体、公共的団体若しくは法第 19 条に規定する地域再生推進法人（以下「地方公共団体等」という。）又は民間団体その他の団体（以下「事業実施主体」と総称する。）が行

う、法第5条第15項の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）に位置付けられた事業で、既存の各府省庁の補助等制度の対象事業と一体となって実施することで効果を発揮する事業

（地域再生計画策定事業の選定）

第4条 交付金の交付の対象となる前条第1号に掲げる地域再生計画策定事業は、次の各号に掲げる事項を基準として評価を行い、選定する。なお、法第17条の5から第17条の7までに規定されている認定等の手続の特例の活用を検討する事業又は複数の地方公共団体で連携して検討等を行う事業については、評価において優位に取り扱う。

一 先駆性・モデル性

地域再生の推進に有効な取組として先駆性・モデル性が認められること

二 多様な主体

NPO、民間事業者等の多様な主体と連携した事業であること

三 熟度

事業の実現可能性が高いこと

四 地方版総合戦略との関係

策定された（策定中のものを含む。）都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略と調和が保たれたものであること

（交付金の額）

第5条 第3条第1号に掲げる事業についての交付金の交付額の総額は、交付金事業に要する経費の範囲内で、10,000千円を限度とする。

2 第3条第2号に掲げる事業についての交付金の交付額は、地方公共団体等が自ら実施する事業にあつては、交付金事業の実施に要する経費の2分の1以内とし、間接補助事業者が実施する事業にあつては、当該地方公共団体等が間接補助事業者へ交付する事業の経費の2分の1以内で、かつ、当該交付金事業の実施に要する経費の3分の1以内とする。

3 一の認定地域再生計画における前項の交付金の交付額の総額は、年度500,000千円を限度とする。

（交付金交付の申請）

第6条 交付金事業を実施する地方公共団体等（以下「交付金事業者」という。）は、交付金の交付を受けようとするときは、様式1による交付申請書を内閣総理大臣（以下「大臣」という。）の定める期日までに、大臣に提出しなければならない。

2 交付金事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金の仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない交付金事業者については、この限りでない。

（交付金交付の決定）

第7条 大臣は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めるときは交付決定を行い、様式2の決定通知書により、その旨を交付金事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができるものとする。

（申請の取下げ）

第8条 交付金事業者は、適正化法第9条第1項の規定により、交付金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の決定通知書を受けた日から起算して30日以内に様式3の交付申請取下げ書により大臣に申し出なければならない。

（交付金事業計画変更の承認等）

第9条 交付金事業者は、交付金交付の決定の通知を受けた後において申請書に記載された交付金事業の内容又は経費の配分のうち次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ様式4による計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 総事業費の20パーセントを超える増減

二 交付対象経費の区分ごとに配分された額（ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。）

三 交付金事業の内容（ただし、交付金事業の目的等に関係がない事業計画の細部の変更であ

ると認める場合を除く。)

(交付金事業計画の中止又は廃止)

第10条 交付金事業者は、交付金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式5による中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 大臣は、前項の申請書の提出を受け、中止又は廃止を承認した場合は、その旨を交付金事業者に通知するものとする。

(事業遅延等の報告)

第11条 交付金事業者は、交付金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式6による事業遅延等報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 交付金事業者は、大臣が必要と認めたときは、速やかに様式7の遂行状況報告書により交付金事業の遂行状況を大臣に報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 交付金事業者は、交付金事業が完了したとき（交付金事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、交付金事業の完了した日（交付金事業の廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は交付金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式8による実績報告書を大臣に提出し、交付金事業の実績の報告をしなければならない。

2 第6条第2項ただし書により交付の申請をした交付金事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第6条第2項ただし書に該当した交付金事業者について当該交付金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第6条第2項ただし書により交付の申請をした交付金事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金の仕入れに係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した交付金事業者については、

その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式9の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、これを返還しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第14条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容(第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定する。

2 前項において確定をしようとする交付金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 大臣は、交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定したときは、様式10の確定通知書により交付金事業者に通知するものとする。

4 大臣は、交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

5 前項の返還の期限は、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、大臣は、未納額についてその未納期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付金の支払)

第15条 大臣は、前条第1項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に、交付金事業者に対して交付金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。

2 交付金事業者は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式11による精算払請求書又は様式12による概算払請求書を大臣に提出しなければならない。なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(交付決定の取消し等)

第16条 大臣は、第10条の交付金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 交付金事業者が、適正化法、施行令又は本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 交付金事業者が、交付金事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合
 - 三 交付金事業者が、交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合
 - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合（第1項第4号の場合を除く。）には、その命令に係る交付金を交付金事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の返還及び前項の納付の期限については、第14条第5項の規定を準用する。
 - 5 大臣は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。
 - 6 本条の規定は、交付金事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（取得した財産の管理）

- 第17条 交付金事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、当該事業の目的に従って効率的に運用しなければならない。
- 2 交付金事業者は、取得財産等について、様式13による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
 - 3 交付金事業者は、交付金事業の完了後、前項の取得財産等管理台帳を第13条に定める実績報告書とともに大臣に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

- 第18条 交付金事業者は、取得財産等について、大臣が別に定める期間内において、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、交付金事業者はあらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

- 2 交付金事業者は、前項の承認を受けようとするときは、様式 14 による財産処分等承認申請書を大臣に提出しなければならない。この場合において、当該取得財産等を処分することにより収入がある場合には、様式 15 による財産処分収入金報告書を大臣に提出し、大臣の請求に応じてその収入の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- 3 取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

(間接補助金交付の際に交付金事業者が付すべき条件)

第 19 条 交付金事業者が間接補助事業者に補助金を交付する場合には、第 1 条及び第 8 条から第 18 条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(利用状況等の報告)

第 20 条 交付金事業者は、交付金事業の終了後においても、大臣の指示があるときは、交付金事業に係る取得財産等の利用状況等について報告しなければならない。

(帳簿等の整備)

第 21 条 交付金の交付の決定を受けた交付金事業者は、交付金事業の経理について特別の帳簿を備えるとともに、その内容を証する関係書類を整理し、他の経理と区分して、その収支を明らかにしておかなければならない。当該特別の帳簿とその内容を称する関係書類は交付金事業終了の翌年度から起算して 5 年間整備及び保管しなければならない。

(交付金調書)

第 22 条 交付金事業者が地方公共団体の場合、様式 16 による交付金調書を作成し、大臣に報告しなければならない。

(雑則)

第 23 条 交付金事業者が大臣に提出する様式 1 に定める申請書等の書類は、正本 1 通とする。

附 則

本要綱は、平成 27 年 2 月 6 日から適用する。

別表

交付対象経費

1 地域再生計画策定事業

経費の区分	経費の内容
計画策定に要する経費	協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、住民等アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、短期間の実証調査のための費用 等

2 地域再生戦略事業

経費の区分	経費の内容
事業費（直接）	工事費、測量設計費、人材育成費、販路拡大事業費 等
事業費（間接）	間接補助事業に係る事業費
事務費	上記事業費（直接）に係る事務費

（注1）各府省庁の既存の補助金等の対象とならないものであること。

（注2）経費の区分内であっても人件費へ流用してはならない。

地域再生戦略交付金 様式一覧

様式 1	様式 1 - 1	交付申請書（地域再生計画策定事業）
	様式 1 - 2	交付申請書（地域再生戦略事業）
	（別紙 1 - 1）	交付金事業計画（地域再生計画策定事業）
	（別紙 1 - 2）	交付金事業計画（地域再生戦略事業）
	（別紙 2）	交付金事業の実施スケジュール
	（別紙 3）	交付金事業に要する経費、交付対象経費及び交付金の配分額
	（別紙 4）	交付金事業に要する経費の四半期別発生予定額
	（別紙 5）	交付金事業に関する資金調達計画
	（別紙 6）	各府省庁の既存の補助金等
様式 2		交付決定通知書
様式 3		交付申請取下げ書
様式 4		計画変更承認申請書
様式 5		中止（廃止）承認申請書
様式 6		事業遅延等報告書
様式 7		遂行状況報告書
様式 8	様式 8	実績報告書
	（別紙）	決算報告書
様式 9		消費税仕入控除税額報告書
様式 10		確定通知書
様式 11		精算払請求書
様式 12		概算払請求書
様式 13		取得財産等管理台帳
様式 14		財産処分等承認申請書
様式 15		財産処分収入金報告書
様式 16		交付金調書

様式 1 - 1

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

申請者 住所
名称
代表者等の氏名 印

地域再生戦略交付金交付申請書
(地域再生計画策定事業)

平成 年度において、下記のとおり地域再生計画策定事業を実施したいので、地域再生戦略交付金交付要綱（平成27年2月6日付け府地創第18号）第6条の規定に基づき交付金の交付を申請します。

記

1 地域再生計画の名称

2 地域再生計画の作成主体の名称

3 交付金事業の名称

4 交付金事業の開始及び完了予定日

年 月 日 ～ 年 月 日

5 交付金事業計画（別紙1-1）

6 交付金事業の実施スケジュール（別紙2）

7 交付金交付申請額

（1）交付金事業に要する経費 円

（2）交付対象経費 円

（3）交付金の交付申請額 円

8 交付金事業に要する経費、交付対象経費及び交付金の配分額（別紙3）

9 交付金事業に要する経費の四半期別発生予定額（別紙4）

10 交付金事業に関する資金調達計画（別紙5）

11 各府省庁の既存の補助金等（別紙6）

12 連絡担当者（所属、氏名、住所、電話番号、e-mail）

13 経理担当者（所属、氏名、住所、電話番号、e-mail）

14 交付金事業の体制等

(1) 事業実施場所

(2) 事業の実施体制図

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

申請者 住所
名称
代表者等の氏名 印

地域再生戦略交付金交付申請書
(地域再生戦略事業)

平成 年度において、下記のとおり地域再生戦略事業を実施したいので、地域再生戦略交付金交付要綱（平成27年2月6日付け府地創第18号）第6条の規定に基づき交付金の交付を申請します。

14 交付金事業の体制等

(1) 事業実施場所

(2) 事業の実施体制図

(別紙 1 - 1)

交付金事業計画 (地域再生計画策定事業)

交付金事業の名称	
地域の課題等 (地域の概要、現状と課題、地域資源等)	
交付金事業の概要	
交付金事業の期間	
実施スケジュール	
先駆性・モデル性	
多様な主体	
熟度	
地方版総合戦略との関係	
地方創生政策 5 原則との関係	

(別紙 1 - 2)

交付金事業計画 (地域再生戦略事業)

地域再生計画の名称	
交付金事業の名称	
地域の目標 (地域の概要、現状と課題、課題解決に向けた取組等を含む)	(※認定地域再生計画を添付することにより記載省略可)
事業全体の概要	(※認定地域再生計画を添付することにより記載省略可)
複数事業と密接に関連させて効果を高める独自の取組の概要	(※認定地域再生計画を添付することにより記載省略可)
計画期間	(※認定地域再生計画を添付することにより記載省略可)

※必ず改ページ

複数事業と密接に関連させて効果を高める独自の取組の詳細

(交付金事業が複数の事業で構成される場合は、事業ごとに作成すること。)

認定地域再生計画における該当箇所 ()

①独自の取組として実施する事業 (交付金事業)

(事業名 :)

事業の実施主体	<input type="checkbox"/> 交付金事業者 <input type="checkbox"/> 上記以外 ()
事業の目的	
事業の具体的内容	
②の事業と一体となって実施することにより見込まれる効果	
上記効果の検証方法及び指標 (アウトカム・アウトプット)	

②独自の取組と密接に関連して実施する事業

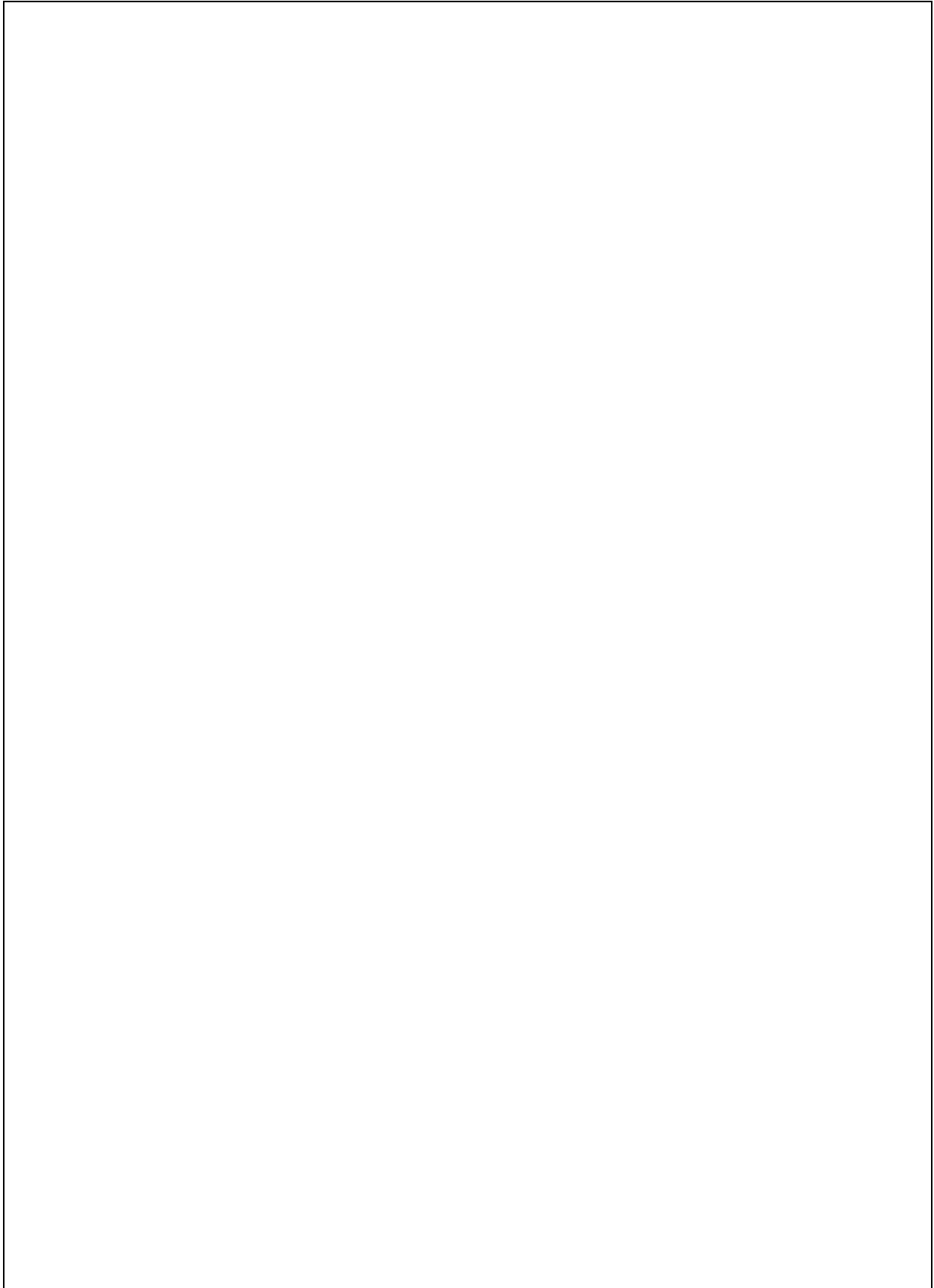
事業の実施主体	
事業の概要	
各府省庁の既存の補助等制度	

③その他

上記①②の実施スケジュール	
地方版総合戦略との関係	
地方創生政策5原則との関係	

(別紙2)

交付金事業の実施スケジュール



※交付金事業全体について作成すること。

(別紙3)

交付金事業に要する経費、交付対象経費及び交付金の配分額

(単位：円)

交付対象 経費の区分	交付金事業に 要する経費	交付対象 経費	交付率	交付金の 交付申請額
計画策定に要する経費			定額	
事業費（直接）			1 / 2 以内	
事業費（間接）			1 / 3 以内	
事務費			1 / 2 以内	
合 計				

(注) 経費の具体的な内訳は別葉で作成し、提出すること。

(別紙4)

交付金事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位：円)

交付対象 経費の区分	交付金事業に要する経費				
	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	計
計画策定に要する 経費					
事業費（直接）					
事業費（間接）					
事務費					
合 計					

(別紙5)

交付金事業に関する資金調達計画

(単位：円)

調達先	調達金額	備考
交付金		
自己資金		
借入金		
合 計		

(別紙6)

各府省庁の既存の補助金等

交付金事業概要	関連制度	活用できない具体的な理由	所管府省庁名等	確認日時

(注1) 「交付金事業概要」欄には、実際に確認した事業内容を具体的に記載すること。

(注2) 「関連制度」欄には、補助金名等を記載すること。

(注3) 「活用できない具体的な理由」欄には、どのような観点で関連制度が活用できないのかを具体的に記載すること。

(注4) 「該当府省庁名等」欄には、確認した所管府省庁名、所属、連絡先電話番号及びメールアドレスを記載すること。

(注5) 「確認日時」欄には、確認した年月日を記載すること。

(注6) 行列幅の調整及び行数の追加は適宜行うこと。

殿

内閣総理大臣

交付決定通知書

(地域再生計画策定事業 / 地域再生戦略事業)

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった事業については、下記のとおり交付することに決定したので、地域再生戦略交付金交付要綱（平成27年2月6日付け府地創第18号）第7条に基づき通知する。

記

- 1 交付金交付の対象となる事業の内容は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった地域再生戦略交付金交付申請書の交付金事業の内容欄記載のとおりとする。
(交付金事業の名称：)
- 2 交付対象経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、交付金事業の内容が変更された場合における交付対象経費及び交付金の額については、別に通知するところによるものとする。

交付対象経費	円
交付金の額	円
- 3 交付対象経費及びこの経費の額に対応する交付金の額の区分は、申請者の様式1（別紙3）に記載された区分のとおりとする。
- 4 交付金事業者は、本決定通知に定めるもののほか交付金に関する法令、地域再生戦略交付金交付要綱に従わなければならない。

様式3

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

申請者 住所
名称
代表者等の氏名 印

交付申請取下げ書

(/)

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請した交付申請は、下記の理由により取り下げたいので、地域再生戦略交付金交付要綱（平成27年2月6日付け府地創第18号）第8条の規定に基づき申し出ます。

記

- 1 交付金事業の名称
- 2 交付申請の取下げ理由

(注) 交付金事業の名称は様式1-1又は様式1-2に記載した名称と同じものを記載すること。

様式4

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

申請者 住所
名称
代表者等の氏名 印

計画変更承認申請書

(/)

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について
下記のとおり計画を変更したいので、地域再生戦略交付金交付要綱（平成27年2月6日
付け府地創第18号）第9条の規定に基づき申請します。

記

- 1 交付金事業の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更を必要とする理由
- 4 変更が交付金事業に及ぼす影響

(注1) 変更事項ごとに申請内容の変更前と変更後が対比できるよう作成すること。

(注2) 交付金事業の名称は様式1-1又は様式1-2に記載した名称と同じものを記載すること。

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

申請者 住所
名称
代表者等の氏名 印

中止（廃止）承認申請書

（ / ）

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、地域再生戦略交付金交付要綱（平成27年2月6日付け府地創第18号）第10条の規定に基づき申請します。

記

- 1 交付金事業の名称
- 2 中止（廃止）を必要とする理由
- 3 中止（廃止）後の措置

（注）交付金事業の名称は様式1-1又は様式1-2に記載した名称と同じものを記載すること。

様式6

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

申請者 住所
名称
代表者等の氏名 印

事業遅延等報告書

(地域再生計画策定事業 / 地域再生戦略事業)

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業に遅延等が生じたので、地域再生戦略交付金交付要綱（平成27年2月6日付け府地創第18号）第11条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 交付金事業の名称
- 2 事業遅延等の原因及び内容
- 3 交付金事業に係る収支予算、遅延等発生までに要した経費の収支状況及び交付金の交付決定額
- 4 事業遅延等に対して採った措置及び採るべき措置
- 5 交付金事業の進捗状況及び完了の予定

(注) 交付金事業の名称は様式1-1又は様式1-2に記載した名称と同じものを記載すること。

様式7

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

申請者 住所
名称
代表者等の氏名 印

遂行状況報告書

(地域再生計画策定事業 / 地域再生戦略事業)

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、
地域再生戦略交付金交付要綱（平成27年2月6日付け府地創第18号）第12条の規定に基
づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付金事業の遂行状況の概要
- 2 交付金事業費に係る収支の概要
- 3 交付金事業の完了予定日

様式 8

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

申請者 住所
名称
代表者等の氏名 印

実績報告書

(/)

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、
地域再生戦略交付金交付要綱（平成27年2月6日付け府地創第18号）第13条第1項の規
定に基づき、下記のとおり報告します。

(別紙)

決算報告書

(単位：円)

交付対象経費の区分		予算額			実績額			備考
		交付金事業に要する経費	交付対象経費	交付金の額	交付金事業に要した経費	交付対象経費	交付金の額	
支 出	計画策定に要する経費							
	事業費（直接）							
	事業費（間接）							
	事務費							
	合計							

項目		予算額	実績額	備考
収 入	交付金			
	自己資金			
	借入金			
合計				

(注) この決算書中、支出の予算額とは交付決定額をいい、交付金事業の事業計画を変更した場合には、その承認を受けた計画に基づくものをいう。

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

申請者 住所
名称
代表者等の氏名 印

消費税仕入控除税額報告書

(地域再生計画策定事業 / 地域再生戦略事業)

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、地域再生戦略交付金交付要綱（平成27年2月6日付け府地創第18号）第13条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の補助金の額の確定額
(平成 年 月 日付 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額） | 金 | 円 |

(注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

殿

内閣総理大臣

確定通知書

(地域再生計画策定事業 / 地域再生戦略事業)

平成 年 月 日付け 第 号で報告のあった事業について、地域再生戦略交付金交付要綱（平成27年2月6日付け府地創第18号）第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり確定したので、同条第3項の規定に基づき通知します。

記

- 1 交付金事業の名称
- 2 交付金事業期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
- 3 検査日 平成 年 月 日
- 4 確定額 金 円

交付対象経費の区分	交付金交付 決定額 (円)	実績額 (円)		交付金 確定額 (円)	備考
		交付対象 経費	交付金額		
計画策定に要する経費					
事業費 (直接)					
事業費 (間接)					
事務費					
合 計					
備考	(確定減)				

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

申請者 住所
名称
代表者等の氏名 印

精算払請求書

(/)

上記の件について、地域再生戦略交付金交付要綱（平成 27 年 2 月 6 日付け府地創第 18 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、精算払を下記のとおり請求します。

記

1 交付金事業の名称

2 精算払請求金額

金 円也

(内訳)

交付金の確定額	金	円也
概算払受領済額	金	円也
今回請求額	金	円也

3 振込先

銀行名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義 (フリガナ)	

(注) 交付金事業の名称は様式 1-1 又は様式 1-2 に記載した名称と同じものを記載すること。

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

申請者 住所
名称
代表者等の氏名 印

概算払請求書

(/)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた事業について、地域再生戦略交付金交付要綱（平成 27 年 2 月 6 日付け府地創第 18 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、概算払を下記のとおり請求します。

記

1 交付金事業の名称

2 概算払請求金額

3 請求金額の内訳

交付通知額	金	円也
既概算払受領済額	金	円也
今回請求額	金	円也
差引残額	金	円也

4 振込先

銀行名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義 (フリガナ)	

(注) 交付金事業の名称は様式 1 - 1 又は様式 1 - 2 に記載した名称と同じものを記載すること。

様式 1 3

取得財産等管理台帳

(交付金事業の名称 : _____)

財産の 区分	財産名	数量	単価	金額	取得 年月日	処分制限 期間	保管場所	備考

(注1) 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円 (税抜) 以上の財産とする。

(注2) 財産の区分は、(イ)機械装置、測定装置、工具器具備品等、(ロ)無形資産 (ソフトウェア等)、(ハ)書籍、資料、(ニ)無体財産権 (産業財産権等)、(ホ)その他とする。

(注3) 数量は、同一規格等であれば一括して差し支えない。単価が異なる場合は分別して記載すること。

(注4) 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(注5) 交付金事業の名称は様式 1-1 又は様式 1-2 に記載した名称と同じものを記載すること。

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

申請者 住所
名称
代表者等の氏名 印

財産処分等承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業により取得した財産等について下記のとおり処分したいので、地域再生戦略交付金交付要綱（平成27年2月6日付け府地創第18号）第18条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 交付金事業の名称
- 2 財産名及び取得年月日
- 3 取得価格及び時価
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由

(注) 交付金事業の名称は様式1-1又は様式1-2に記載した名称と同じものを記載すること。

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

申請者 住所
名称
代表者等の氏名 印

財産処分収入金報告書

平成 年 月 日付け 第 号承認書に係る財産処分により収入金
がありましたので、地域再生戦略交付金交付要綱（平成27年2月6日付け府地創第18
号）第18条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 交付金事業の名称
- 2 交付金の確定通知額及び年月日
- 3 交付対象経費の合計額
- 4 既に収入金又は収益金として返還した金額及び年月日
- 5 収入金の合計額
- 6 処分した財産及び収入金の内訳

財産等の 名称	数量	取得単価	取得価格	取得 年月日	処分 年月日	残存簿価	処分によ る収入金	処 分 の 方式
合 計								

- 7 納付すべき金額及び年月日
- 8 納付すべき金額の算出基礎

(注) 交付金事業の名称は様式1-1又は様式1-2に記載した名称と同じものを記載すること。

様式16

交付金調書

(地方公共団体名)

国			地方公共団体										備考	
歳出予算 科目	交付決定 の額	交付率	歳入			歳出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち 国庫交付金 相当額	支出済額	うち 国庫交付 金相当額	翌年度 繰越額	うち 国庫交付 金相当額		
(項) 地域活性化政策費				円	円		円	円	円	円	円	円	円	
(目) 地域再生 戦略交付 金														

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記載すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項及び目をそれぞれ記載すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 交付金事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業等にかかる交付金等についての調書の作成は本表に準ずること。この場合において、地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書き()をもって附記すること。